

岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月2日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年5月10日

イ 本監査実施日 平成28年6月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年8月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金の執行に当たり、完了確認が不十分なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	補助金交付申請書類の内容や補助金額を複数の者が確認することに加え、補助金交付決定の際に単価表を添付し額の計算過程を明確にすること、補助事業事務処理基本マニュアルに基づく事務処理の徹底を図るなどの対策を行い、補助金事務のチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 二戸農業改良普及センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年5月12日及び同月13日

イ 本監査実施日 平成28年6月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年8月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行つているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、私用車を用いる旅行命令の場合、決裁過程で私用車使用承認の状況を確認するとともに、朝礼などの場で、私用車を業務に用いる場合、承認が必要であることを職員に周知することで、再発防止に努めることとした。